

出席停止のお知らせ

お子さんの病気は学校保健安全法に示す基準により、他の生徒にうつるおそれのある期間は登校できないこととなっております。医師の診察および治療を受け、医師の登校許可証明書をもらってから登校させてください。

なお、他の生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり欠席としては扱いません。

主な学校感染症

注：○印は、かかっていると言われた病気

病 名	出 席 停 止 の 期 間
1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻 疹	解熱した後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5. 風 疹	発疹が消失するまで
6. 水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7. 咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症含む)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8. 結 核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
9. その他()	医師の指示による

登校許可証明書

年 組

生徒名 さん

病名 診断年月日 年 月 日

上記の病気は、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので
月 日より登校してさしつかえありません。

医療機関名又は
医 師 名